

奈良県訓令第十二号

各部課室
各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

別表地域振興部南部振興課うだ・アニマルパーク振興室の項中「地域振興部南部振興課うだ・アニマルパーク振興室」を「地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」に改め、同表国際観光課の項を次のように改める。

地域振興	J Aならけ
部観光局	んまほろば
観光振興	キッチン内
課	観光案内所
者	に勤務する
	右
	同
	右
	同

別表奈良県旅券事務所の項中「右同」を「一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。」に改め、同項の次に次のように加える。

奈良県外	四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。
外国人支援	職員ごとに四週間に八回所属長が定める日
国人支援センターに勤務する者	定める
センター勤務する者	

別表奈良県心身障害者福祉センターの項中「四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。」を「右同」に改め、同表奈良県景観・環境保全センターの項中「奈良県景観・環境保全センター」を「

奈良県景観・環境総合センター」に、「景観・環境保全センターに」を「景観・環境総合センターに」に改め、同表奈良公園管理事務所の項中「観光駐車場」を「駐車場」に改める。